

入札公告

令和元年 8月 5日

下記の通り一般競争入札を行いますので公告いたします。

株式会社 アジチファーム
代表取締役 伊藤 武範



1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

アジチファーム 食品加工工場 新築工事

(2) 工事場所

福井県福井市黒丸町 14 字上町田 48 番 2

(3) 工事概要

鉄骨造 2 階建て新築工事 延べ=1164.92 m²

(4) 履行期限

令和 2 年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（当該入札に係る契約を締結する能力を有しないもの、破産者で復権を得ない者）に定める要件に該当しない者。
- (2) 建設工事に係る福井県競争参加資格者として登録されている者。
- (3) 福井県に登録されている経営規格等評価結果通知書及び総合評定値通知書の建築一式工事の総合評価値が 800 点以上の者。
- (4) 福井県建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止又は指名除外（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生又は再生の手続開始の決定を受け、かつ、当該決定に係る手続開始の申立て後に経営事項審査を受けた者で、福井市が指定する書類を提出したものを除く。）でないこと。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望しようとする者は、申請書およびその他必要と認められる書類（以下、「資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認に係る技術的審査を受けるものとする。資料の作成は県の書式に準ずるものとする。

なお、期限までに申請書を提出しない者または確認を受けられなかった者は、この入札に参加することができない。

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 令和元年 8月 19日 (月) 午後 5時 00分まで |
| (2) 提出場所 | (株)走坂建築設計事務所
福井県福井市照手3丁目10-3
電話番号 0776-23-1519 |
| (3) 提出部数 | 1 部 |

4 現場説明会の日時・場所

- | | |
|---------|---|
| (1) 日 時 | 令和元年 8月 20日 (火) 午後 5時 00分 |
| (2) 場 所 | アジチファーム 越廼屋
福井県福井市黒丸町 14 字上町田 48 番 1 |

5 入札書提出の日時・場所

- | | |
|---------|------------------------------------|
| (1) 日 時 | 令和元年 9月 2日 (月) 午後 5時 00分 |
| (2) 場 所 | アジチファーム 越廼屋
福井県福井市黒丸町14字上町田48番1 |

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札額として入力すること。

7 落札者の決定に関する事項

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

8 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 入札に加わる資格がないものまたは資格のなくなったものとした入札
- 2 入札者またはその代理人がした二以上の入札
- 3 二人以上の代理をしたものの入札
- 4 入札者が連合した入札
- 5 入札の際に不正行為をしたものの入札
- 6 金額その他要点を確認することができない入札
- 7 誤字・脱字・脱漏・汚染・塗抹等により意思表示が不明確な入札書を提出した入札
- 8 その他入札条件に違反した入札

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記1の届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。